

武蔵野市立保育園のあり方検討有識者会議
中間報告書(案)

令和2年9月

目次

1 はじめに	1
2 これまでの経過	1
3 保育をめぐる現状と課題	2
(1)待機児童の解消に向けた施設整備	
(2)保育の質の確保	
(3)子ども協会への移管と幼児教育・保育の無償化	
4 市立保育園の必要性と今後の役割について	5
(1)市立保育園の必要性	
(2)市立保育園の今後の役割	
5 市立保育園の配置のあり方と保育士の確保	7
6 おわりに	8
武蔵野市立保育園のあり方検討有識者会議 委員名簿	9
武蔵野市立保育園のあり方検討庁内委員会 委員名簿	9
武蔵野市立保育園のあり方検討有識者会議設置要領	10
武蔵野市立保育園のあり方検討庁内委員会設置要領	11

1 はじめに

本市では、平成 21 年度に行った検討の中で市立保育園の役割を再度明確化した上で、その保育内容・保育実践を継承しながら運営形態の見直しを図るため、平成 23 年度に 2 園、平成 25 年度に 3 園の市立保育園を財政援助出資団体である武蔵野市子ども協会(以下、子ども協会)へ移管した。

その後、待機児童対策として積極的な施設整備を行ってきた結果、認可保育所の数はこの 10 年間で 2 倍以上に増加したが、その一方で市全体で保育の質を維持していくことが大きな課題となっている。そうした状況の中、各地域の中核の園として市立保育園に求められる役割は広がっていると考えられる。

本報告書はこれまでの経過、現在の状況を踏まえた上で、武蔵野市として市立保育園の必要性をどのように考えるか、またその役割をどのように位置付けるかを、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、公認会計士等、各方面の有識者により多角的に議論し、検討した結果をまとめたものである。

2 これまでの経過

本市は「武蔵野市公立保育園のあり方を考える委員会」(平成 14～15 年度)、「公立保育園改革評価委員会」(平成 16～18 年度)、「武蔵野市公立保育園の役割及び認可保育園の運営形態を考える委員会」(平成 21 年度)を設置し、市立保育園の役割等について議論を重ねてきた。

平成 22 年 5 月には「新武蔵野方式による公立保育園の設置・運営主体変更に関する基本方針」を策定し、平成 23 年度に 2 園(千川保育園、北町保育園)、25 年度に 3 園(桜堤保育園、東保育園、境南第 2 保育園)の市立保育園を武蔵野市子ども協会へ移管した。

○市立保育園、協会立保育園の配置図



その後、子ども・子育て支援新制度の開始(平成 27 年度)、幼児教育・保育の無償化の開始(令和元年度)、待機児童対策による認可保育所の急速な拡充など、本市の保育に関する環境が大きく変

化中、武蔵野市第六期長期計画、武蔵野市第5次子どもプランにおいて、市立保育園のあり方の検討が今後の取り組みとして位置付けられた。

【武蔵野市第六期長期計画(令和2年度～11年度)】

「市立保育園については、市内の保育の状況や外部有識者など幅広い意見を踏まえて、その役割とあり方の検討を進める。」

【武蔵野市第5次子どもプラン(令和2年度～6年度)】

「市内の子ども・子育て支援関係施設の状況、市から移管した子ども協会立保育園に対する評価結果等を踏まえ、市立保育園の役割とあり方の検証を進めます。」

これらを受け、令和元年度に「武蔵野市立保育園のあり方検討庁内委員会」を設置し、市立保育園を設置する意義、子ども協会立保育園の役割等について検討を行ったが、同委員会の報告書の中で、具体的な事業展開等に関して専門的で幅広い視野からのさらなる議論が必要として、今後の検討の進め方として外部有識者会議の設置が提言された。

<今後議論すべき論点(武蔵野市立保育園のあり方検討庁内委員会報告書から)>

市全体の保育の質の維持・向上のための具体的施策展開

役割を達成するための市立保育園の配置

養育困難家庭の支援

医療的ケア児の受入可能な保育施設設置の可能性

課題解決に向けた施策提案機会の確保(市職員保育士の活躍の場の拡充)

災害時における市立保育園、協会立保育園、その他の認可保育園の役割

3 保育をめぐる現状と課題

平成27年の幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための子ども・子育て支援新制度の開始、待機児童解消に関わる「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」の策定、さらには令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の開始など、未就学期の子育てをめぐる環境は大きく変わってきている。

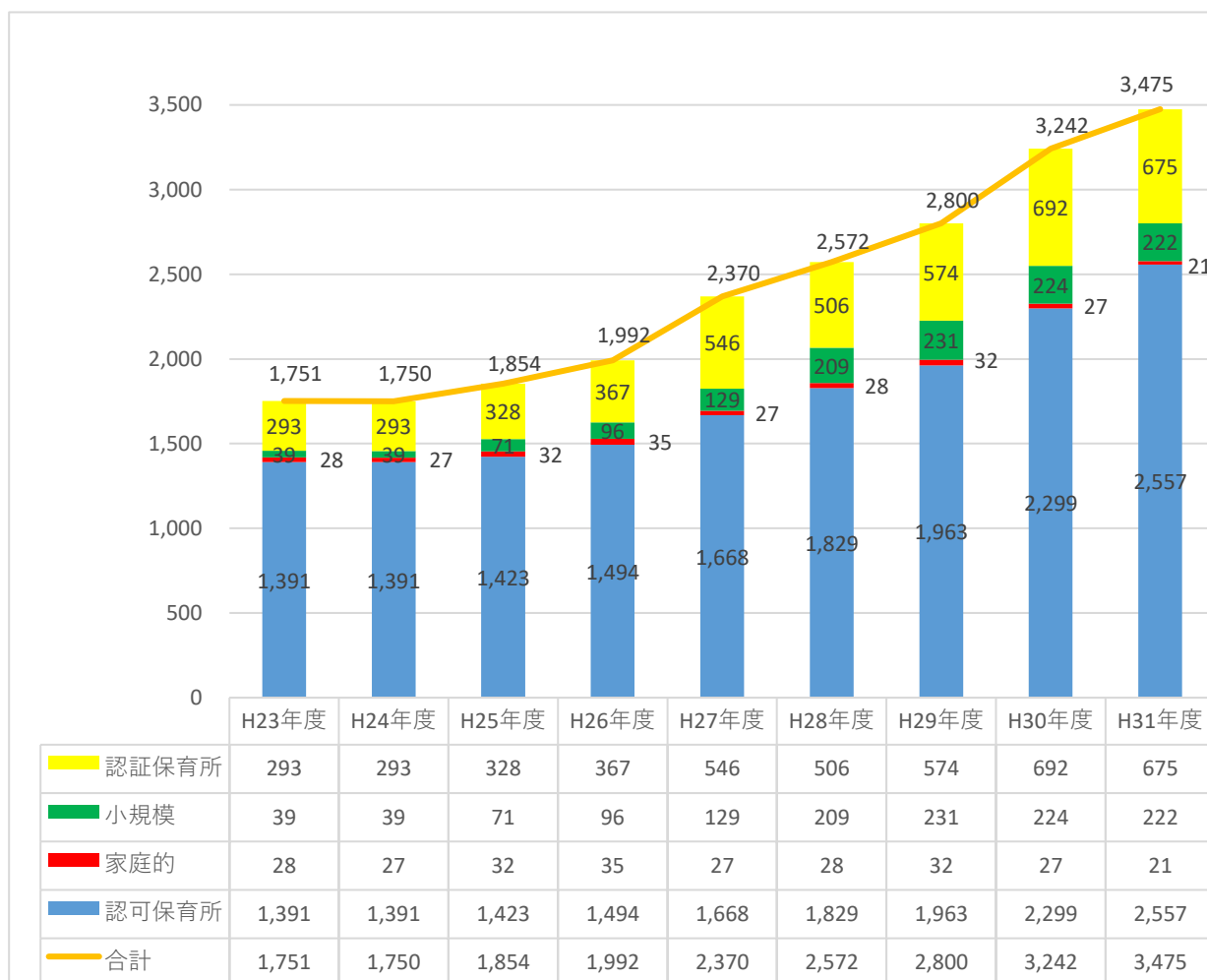
(1)待機児童の解消に向けた施設整備

近年、待機児童の解消に市として積極的に取り組み、過去10年間で2倍近い施設整備を行ってきた。一方で、都市部を中心に保育人材の不足が深刻になる中、保育施設の新規開設においては人材確保が優先され、その結果、経験の浅い保育士が多く配置されることで、安定的な保育園運営を行う上で課題が生じているケースも出てきている。そうした背景から、保育士の処遇に関する財政的支援や保育アドバイザー巡回等施設への支援の必要性が増している。

○過去10年間の認可保育所(認定こども園含む)の開設数

年度	平成23以前	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	合計
施設整備数	15	0	1	1	1	2	1	5	3	5	34
割合	44.1%	55.9%									

○保育施設定員拡大数の推移(平成 23 年度から平成 31 年度)



*平成 26 年度までは、小規模はグループ保育室、家庭的は家庭福祉員としての定員数(平成 27 年度より認可事業に移行)

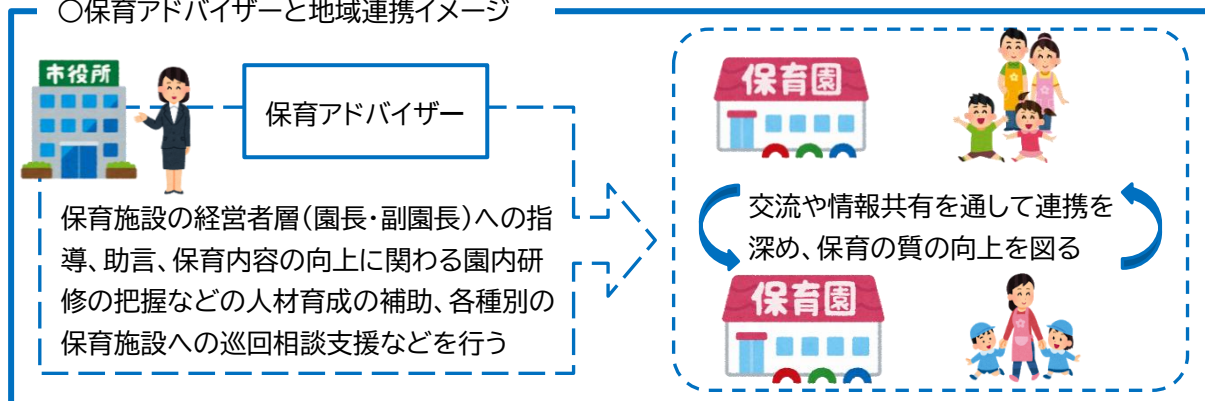
○待機児童数の推移(各年度4月1日現在)

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成 27	48	60	17	2	0	0	127
平成 28	27	75	15	4	1	0	122
平成 29	46	43	29	2	0	0	120
平成 30	14	29	5	5	0	0	53
平成 31	14	20	9	2	2	0	47
令和 2	0	0	0	0	0	0	0

(2)保育の質の確保

子ども・子育て支援新制度の開始を受け、今までのグループ保育室や家庭福祉員が新制度に加わったため、入所者も私的契約から市の入所選考による方法に変更となった。認可施設として運営を安定させるため、市も運営面の支援をしているが、保育の側面については地域連携による情報共有、保育アドバイザー巡回等により支援が求められている。

○保育アドバイザーと地域連携イメージ



武蔵野市では、市立保育園に勤務する市の保育士が「武蔵野市保育のガイドライン」の策定や各種会議・研修の実施など、市の保育の質の維持・向上に大きな役割を果たしてきたが、市の保育士の採用は平成 22 年の採用を最後に行われていないことから、職員構成に偏りが大きいため、持続可能な保育施策の取り組みなどに支障が出る懸念されている。

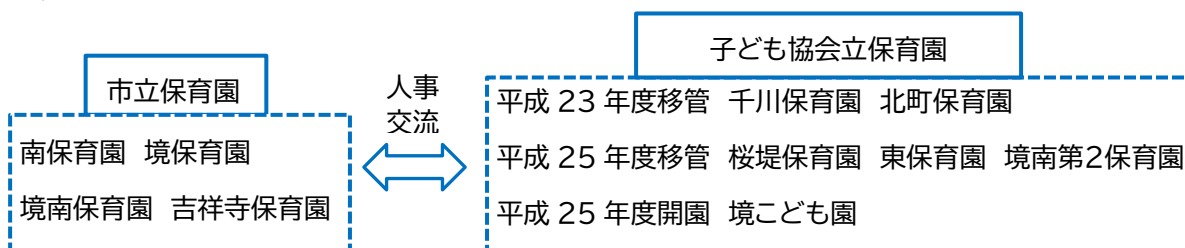
○市の保育士の年代構成(令和 2 年4月1日現在)

年齢	29 歳以下	30-34 歳	35-39 歳	40-44 歳	45-49 歳	50-54 歳	55-59 歳	計
人数	0 人	9 人	5 人	15 人	14 人	23 人	27 人	93 人
割合	0%	9.7%	5.4%	16.1%	15.1%	24.7%	29.0%	100%

※保育園以外の保育士、再任用保育士はカウントしていない。

(3)子ども協会への移管と幼児教育・保育の無償化

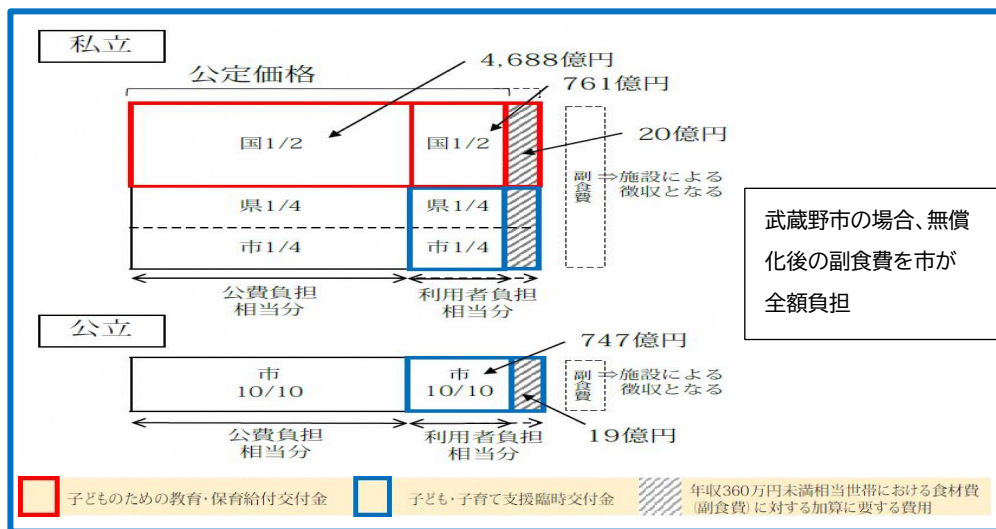
平成 23 年度より、市立保育園の設置・運営主体の変更により子ども協会への移管が開始され、現在5園が子ども協会立園となっている。市立保育園職員を派遣し、市立保育園の保育内容・保育実践を継承したことにより、設置・運営主体の変更は円滑に行われ、市立保育園と同様の運営を行っている。



今後は、段階的に市職員を引き上げるとともに、市立保育園と協会立保育園の役割を明確化することが課題となっている。

また、幼児教育・保育の無償化により、幼児(3歳児以上)の保育料収入は公立・民間ともに徴収しなくなったが、公立保育園には国からの負担がないため、制度開始により、市一般財源の歳出面での公民較差はさらに開きが出ている。市立保育園の経営の一層の効率化とともに市直営施設としての意義・役割を再度、整理検討する必要がある。

○無償化後の自治体の負担割合(国による試算)



4 市立保育園の必要性と今後の役割について

(1)市立保育園の必要性

武蔵野市は地方交付税の不交付団体であり、市立保育園の運営にあたり、その費用に関する交付税措置がされない(国による負担がない)ことから、制度上、市が当該分を全額負担しなくてはならないこととなっている。これに対して、市立保育園を子ども協会に移管した場合、他の民間の認可保育所と同様、公定価格(運営に係る費用)のうち利用料を除いた部分について国が1/2、都が1/4を負担するため、市の負担は残りの1/4となる。このことから、市が保育園の運営を継続するには、子ども協会への移管の場合と比較して財政的な影響が大きいことを考慮する必要がある。

一方で、昨今の集中的な保育施設の整備により民間保育園が急速に増加し、設置から10年未満の認可保育所が全体の半数を超える中(令和2年9月1日時点で34園中19園)、各地域の保育施設の要として各園をリードし、市として求められる保育の水準を市全体で維持していく役割を持った保育園が不可欠である。その役割について民間保育園が受け持つことは現実的に困難であり、市立保育園がこれを担う必要がある。

武蔵野市では平成22年に保育のガイドラインを策定したが、市立保育園はその実践を自園で行うだけでなく、民間保育園における取り組みを支援しながら、市全体の保育の質を向上に努めてきた。こうした経緯からも、保育のガイドラインをベースとした保育の実践を広める基幹園として市立保育園の果たす役割は大きいと言える。

また、市立保育園等での保育経験が長い保育アドバイザーを市に配置し、各園への巡回相談支援を行っているが、こうした保育内容に関する側面的な支援についても、開設から間もない園をはじめとして全市的な質の向上に大きく寄与している。そうした支援を行う人材を養成していく観点からも市立保育園の設置は重要な意味を持っている。

養育に困難を抱える家庭等への支援、医療的ケア児の受け入れなど、行政が中心となって取り組むべき課題が広がっている。そうした中、市関係各課及び市立保育園がセーフティーネットの中核として多様な機関と連携しながら、子どもとその保護者の支援にあたるのがこれまで以上に重要になると考えられる。

以上から、現在の市立保育園を維持することが必要と本有識者会議は考える。

なお、市の財政援助出資団体である子ども協会立の保育園(認定こども園を含む7施設)には、市内保育施設における保育の質の維持・向上、災害時の対応等において、地域の保育施設の核となる市立保育園を補完する役割を担うことが求められる。子ども協会立保育園のあり方については引き続き検討が必要であるが、今後、策定予定の子ども協会の中長期計画において、学童クラブ、地域子ども館、0123 施設等を運営する団体としての強みを生かし、市立保育園を補完する役割や子ども協会立保育園として自立を目指した運営について議論されることを期待したい。

(2)市立保育園の今後の役割

上記の視点から、市立保育園の役割について以下に挙げる。

■市内保育施設の保育の質の維持・向上

武蔵野市では保育のガイドラインを策定し、それをベースとした保育実践を進め、保育の質の維持・向上を図っている。開設からの期間が短い(10年未満の)園が半数以上を占める中、今後、市立保育園が武蔵野市の保育のモデルとなるとともに、市立保育園における実践を、地域連携(地域の保育施設間の交流)、ケース検討会、研修会等を通して各園に伝えながら、市全体の保育水準を高めていく事業展開やシステムづくりが強く求められる。

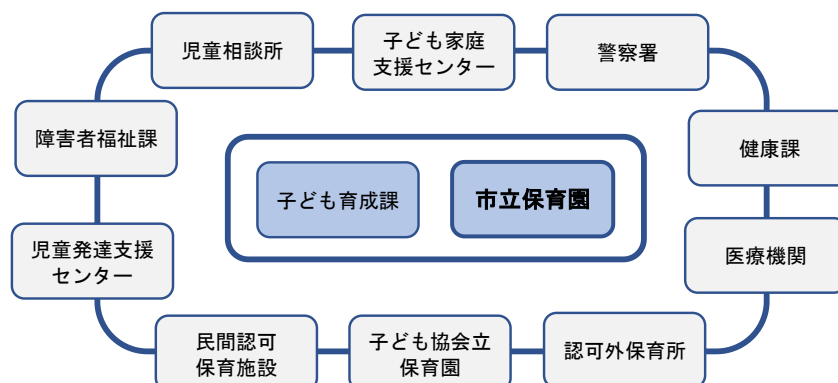
【具体的な事業】

- 市立保育園職員を中心とした「武蔵野市保育のガイドライン」の更新
- 園長会議、保健会議、栄養士会議や各種専門研修などの開催
- 市立保育園勤務経験のある保育アドバイザーによる市内保育施設の巡回相談・支援・指導
- 各地域の保育施設の情報交換、各種研修を目的とした地域連絡会の開催

■養育困難家庭等への支援(保育関係施設におけるセーフティーネットの中核として)

保育園を利用する家庭において子どもの養育に困難を抱えるケースが増加している。市立保育園は市の一機関であり、保健センターや子ども家庭支援センター等の市の関係部署、また外部の関係機関との連携をスムーズに行えることを十分に活かし、保育施設におけるセーフティーネットの中核として、養育に課題を抱える家庭の積極的な受け入れ、支援を行うことが求められる。その上で、地域の園での対応を側面的にサポートする役割を担うことも期待される。

○市立保育園と関係部署、関係機関との連携体制イメージ



■医療的ケア児の受け入れに向けた体制の整備

近年の医療技術の進歩により、医療的ケアを受けながら日常生活を送ることのできる児童(医療的ケア児)が増えており、そうした児童の保育需要も広がりを見せているが、現状としては職員体制、施設環境等の面での課題から受け入れが進んでいない。すべての子どもの成長を保証するという考え方から、今後、障がいや病気等の有無に関わらず保育が受けられるようにするため、医療的ケア児についても受け入れをできる態勢を構築することが必要である。ただし、一般的に民間保育園では経営的な側面から医療的ケア児の受け入れが困難であるため、市立保育園において態勢の確保を図ることが求められる。

なお、実施にあたっては十分な準備が必要であり、保育士を含む市の関係者、有識者等により、実現に向けた課題の整理、実施に向けたロードマップの策定など具体的な検討を行う必要がある。

■災害時における保育所型福祉避難所の機能の確保

大規模な災害の発生時には、市立保育園は、保護者が行方不明となった乳幼児や通常の避難所等での受け入れが困難な乳幼児等を受け入れるための保育園型福祉避難所として機能することが求められる。そのため、被災状況によっては、自園の園児を安全に保育するだけでなく、通常は保育所に通所していない児童を受け入れることも想定される。また、市立保育園が地域の様々な保育施設の被災状況の把握や人的、物的支援の必要性の調査等を行うなど、地域の未就学児とその家庭に対する支援の拠点となる必要がある。

【武蔵野市地域防災計画における保育園型福祉避難所】

保護者が帰宅困難者や行方不明となった乳幼児、自宅や一般避難所で生活困難な幼児がいる家庭のための避難所(保育園型福祉避難所)として、公立保育園等を活用する。

■保育士による課題解決に向けた施策提案等

現在、市の保育士は市立保育園または派遣により子ども協会立保育園に配置され、子どもの保育や子育て支援業務の実績を積み上げている。子育てに係る課題が多様化し、その解決に向けて市の各部署においてさらに専門的な知識、スキルに基づいた対応が求められる中、市の保育士が現場での経験をベースに市の関連部署で政策提案等に関わる機会を増やしていくことが今後、ますます重要となる。また、市の保育士が関連部署での経験を持ち帰り、園での保育実践に活かすことで、市及び現場の保育園のそれぞれに大きなメリットを得られることも期待できる。

5 市立保育園の配置のあり方と保育士の確保

以上のような役割を市立保育園が担いながら、武蔵野市の保育の水準を維持・向上させていく上で、地域の核となる現行の4園の市立保育園を維持することが適切と考えられる。

医療的ケア児の保育を行うにあたっては、専門的なスキルや経験を持った職員の確保、配置、施設内(ハード面)の環境整備が必要になるが、市立保育園(4園)全園でそうした対応を図ることは現段階では困難であるため、モデル的な園を配置し、受け入れの機能を集約するといった想定も可能である。

市の保育士については、平成 23 年度以降、採用を行ってこなかったことから、市立保育園における市の保育士の年齢構成に偏りが生じている。今後、4園の市立保育園を維持する上で安定的な職員体制を構築するには、市の保育士のバランスについて十分に考慮しながら、継続的に人材を確保することが必要になる。

6 おわりに【第3回での意見交換を受けて調整】

武蔵野市立保育園のあり方検討有識者会議 委員名簿

座長	榎田 二三子	武蔵野大学教育学部こども発達学科教授・武蔵野市保育料審議会委員長
副座長	新保 庄三	一般社団法人日本保育者支援協会理事長・武蔵野市保育総合アドバイザー
委員	西巻 民一	西久保保育園園長・武蔵野市保育料審議会委員
委員	富樫 京子	臨床発達心理士・武蔵野市保育相談員
委員	鵜川 正樹	公認会計士・武蔵野市公会計制度研究専門委員
委員	勝又 隆二	武蔵野市子ども家庭部長

武蔵野市立保育園のあり方検討庁内委員会 委員名簿

委員長	笹井 肇	副市長
副委員長	伊藤 英穂	子ども家庭部長
委員	山本 芳裕	総合政策部長
委員	清水 雅之	総務部長
委員	吉清 雅英	財務部長
委員	森安 東光	健康福祉部長

武蔵野市立保育園のあり方検討有識者会議設置要領

(設置)

第1条 武蔵野市内の子ども・子育て支援関係施設の状況を踏まえ、専門的で幅広い視点から市立保育園の役割とあり方を検討し、保育・幼児教育の質の向上、子どもと子育てを応援するまちづくりを推進することを目的に、武蔵野市立保育園のあり方検討有識者会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、協議及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 市立保育園のあり方に関する事
- (2) 前号の検討に関連する事業及び事務に関する事
- (3) その他市長が必要と認める事

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる委員6人以内をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 公認会計士
- (4) 子ども家庭部長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(座長及び副座長)

第4条 会議に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長は委員の互選により選出し、副座長は委員の中から座長が指名する。
- 3 座長は委員会を統括し、会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 会議の設置期間は、第3条の規定による委嘱又は任命の日から、令和2年12月31日までとする。ただし、市長の決定により、必要に応じて設置期間を延長することができる。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 会議は、必要に応じてWeb会議で開催することができる。出席する委員は、武蔵野市Web会議システム利用ガイドラインを遵守するものとする。
- 3 座長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、子ども家庭部子ども育成課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要領は、令和2年6月9日から施行する。

武蔵野市立保育園のあり方検討庁内委員会設置要領

(設置)

第1条 武蔵野市内の子ども・子育て支援関係施設の状況を踏まえ、市立保育園の役割とあり方を検討し、保育・幼児教育の質の向上、子どもと子育てを応援するまちづくりを推進することを目的に、武蔵野市立保育園のあり方検討庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の所管事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市立保育園のあり方に関すること
- (2) 前号の検討に関連する事業及び事務に関すること
- (3) その他市長が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者で構成し、市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は子ども家庭部を担任する副市長の職にある者を、副委員長は子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を統括し、副委員長は委員長を補佐する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、令和2年8月31日までとする。ただし、委員長の決定により、必要に応じて設置期間を延長することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議の議長は、委員長とする。
- 3 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングの設置)

第7条 委員会を補佐するため、委員会に武蔵野市立保育園のあり方検討委員会ワーキング（以下「ワーキング」という。）を設置する。

- 2 ワーキングの委員は、子ども家庭部長の職にある者が別途指定する。
- 3 ワーキングは、委員会に付議する事項及び委員会で協議した事項の実施に関して必要な協議を行う。

(座長)

第8条 ワーキングに座長を置き、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

- 2 座長は、会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代行する。

(事務局)

第9条 委員会及びワーキングの事務局は、子ども家庭部子ども育成課が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成31年4月26日から施行する。

別表（第3条関係）

子ども家庭部を担任する副市長
総合政策部長
総務部長
財務部長
健康福祉部長
子ども家庭部長